

## ガスに関する主要な供給条件の説明書

お客さまが東彩ガス株式会社（以下「当社」といいます。）に都市ガス使用の申し込みをしていただくにあたり、当社がガス事業法に基づき説明し、お客さまに理解いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。

なお、都市ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）の詳細は、ガス小売供給約款及び定義書（以下「小売約款等」といいます。）に定めています。小売約款等は、当社の事業所、営業所（以下「事業所等」といいます。）のほか、当社ホームページ（<http://www.tosaigas.co.jp/>）でも確認いただけます。

### 1. 都市ガス使用の申し込み及びガス使用契約の成立

- ・当社によるガス使用契約を希望される方は、あらかじめガス小売約款等を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。
- ・申し込みの受付場所は、事業所等といたします。
- ・申し込みの際し、適用条件が満たされているかどうか、対象となる機器の所有状況等を確認させていただく場合があります。
- ・ガス使用契約は、お客さまからの申し込みを受け、当社が承諾したときに成立します。

### 2. 使用開始予定日

使用開始予定日は、以下のとおりといたします。

- (1) 引越し（転入）等で新たに都市ガスの使用を開始する場合  
原則として、お客さまの希望する日
- (2) 他社都市ガスからのガス使用契約の切り替えの場合  
原則として、所定の手続きが完了した後に到来する定例検針日の翌日  
※当社の他の料金メニューや最終保障供給からの切り替えの場合も同様といたします。

### 3. 契約期間

- ・ガス使用契約の際し、契約期間を定めている定義書における契約期間は、契約開始日から同日が属する月の翌日を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、契約期間満了に先立ってガス使用契約の解約、又は変更の申し込みがない場合は、契約満了後も同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

### 4. お客さまからの申し出によるガス使用契約の変更及び解約

- ・契約の変更及び引越し（転出）等に伴う解約については、当社の事業所等まで連絡ください。
- ・他のガス小売事業者への切り替えに伴う解約については、当社へ連絡いただく必要はありません。切り替え先のガス小売事業者へ申し込みください。ただし、都市ガスからLPガス等へ燃料転換される場合には、当社へご連絡いただく必要がありますので、ご注意ください。
- ・対象機器の撤去等で小売約款等に定める適用条件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を当社へご連絡いただきます。

### 5. 当社からの契約の変更及び解約

- ・当社は、小売約款等を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の小売約款等によるものとします。その場合には、あらかじめ事業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。
- ・都市ガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。

### 6. ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法など

- ・当社は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行います。
- ・ガス料金は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定した使用量に基づくものとし、基本料金、従量料金（原料費調整額を含みます。）の合計といたします。
- ・ご契約いただくガス料金メニュー等は、小売約款等をご覧ください。
- ・支払義務発生日（検針日等）から40日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（3%割増）となります。
- ・実際に適用する単価（円/m<sup>3</sup>）は基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- ・ガス料金は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を超過してもガス料金のお支払いがない場合、都市ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- ・当社はお客さまの使用量などのお知らせを、原則として検針票等にてお知らせいたします。

### 7. ガス料金のお支払い方法

- ・ガス料金は、原則として口座振替、クレジットカード払いの方法により、毎月お支払いいただきます。

## 8. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

- ・当社は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性の都市ガスを供給いたします。
- ・供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は 13A ですので、消費機器は 13A とされている消費機器が適合いたします。

熱量		ガス栓の出口における圧力		燃焼性（ガスグループ）
標準熱量	最低熱量	最高	最低	
45 マガジュール	44 マガジュール	2.5 キロパスカル	1.0 キロパスカル	13A

## 9. ガス工事

- ・ガス工事が必要な場合は、別途定める工事約款に基づき申し込みをしていただきます。
- ・ガス工事に伴う費用は、工事約款に基づき、お客さまに負担いただきます。

## 10. お客さまの責任及び協力をお願い

- ・ガス使用にあたり、保安等の観点から承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。

- (1) 必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立入ること。
- (2) ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限すること。
- (3) ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
- (4) お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただくこと。
- (5) 内管及びガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと。
- (6) ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと。

### クーリング・オフ（お申込みの撤回又は契約の解除）について

1. 特定商取引に関する法律（以下「法」といいます。）にいう訪問販売又は電話販売でお申込み（又はご契約）された場合、本書面を受領した日（本書面より前に法に定める申込みの内容を記載した書面を受領した場合は、当該書面を受領した日）を含む8日間は、書面により、お申込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力は書面を発信したときに生じます。
2. 上記1. に記載した事項にかかわらず、当社又は当社の代行店が、お申込みの撤回又は契約の解除に関する事項につき不実のことを告げたことにより誤認をし、又は、威迫したことにより困惑し、これらによってお申込みの撤回又は契約の解除を行わなかった場合には、クーリング・オフ妨害の解消のための法に定める書面を受領し、その内容について説明を受けた日を含む8日間は、書面により、お申込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力は書面を発信したときに生じます。
3. 上記1. 又は2. のお申込みの撤回又は契約の解除があった場合、お客さまは、損害賠償又は違約金の負担はなく、役務の提供がすでになされている場合においても、料金その他の金銭の支払いを請求いたしません。料金がお支払い済みのときは速やかにその全額を返還いたします。
4. 上記1. 又は2. のお申込みの撤回又は契約の解除があった場合、本契約に係る役務の提供に伴い、お客さまの土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまのご請求により、原状回復に必要な措置を無償で講じます。

### ガス小売事業者

(名 称) 東彩ガス株式会社  
(代表者名) 代表取締役社長 渡辺 大乗  
(登録番号) A0012  
(所 在 地) 【本店】埼玉県春日部市大場 202 番地  
(連 絡 先) お客さまコールセンター  
0120-78-1031（一般電話・PHSのお客さま）  
0570-08-1031（携帯電話のお客さま）  
(受付時間) 9:00～17:00（日・祝日除く）